

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地域経済活性化支援機構に係る特例措置の拡充 (国18)(法人税:義、登録免許税:外) (地17)(法人住民税、事業税:義) <div style="text-align: right;">【新設・延長・拡充】</div>
2	要望の内容	1. 企業再生税制の適用の拡大 平成25年3月の機構法改正により、地域経済活性化支援機構(以下、「当機構」という。)が再生支援決定を行う際、関係金融機関等に対する買取申込み等の求め方の一つとして、新たに当機構が債権買取を前提とせずに債権者間調整のみを行うことを求める方法が追加されたことから、当該方法により関係金融機関等からの同意を得た事業再生計画に従って金融機関等により債務免除等が行われた場合も、企業再生税制の対象とすること(法人税法第25条第3項、第33条第4項、第59条第2項)。 2. 登録免許税の減免または軽減措置の拡大 現状当機構に認められている登録免許税の非課税措置の適用要件については、当機構が債権買取りにより担保権を移転した場合に限定されているが、以下の場合にも適用要件を拡大すること(地域経済活性化支援機構法第60条)。 ① 債権買取の代替としてのリファイナンスによる担保権の移転 ② (担保権の移転ではない)債権買取もしくは債権買取の代替としてのリファイナンスによる担保権の抹消・再設定又は新規貸付による担保権の新規設定
3	担当部局	内閣府地域経済活性化支援機構担当室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	1. 企業再生税制 ・ 平成20年度:本措置を初めて要望し認められた。 ・ 平成21年度:本措置の拡充を要望し認められた。 ・ 平成25年度:企業再生支援機構(以下「旧機構」という。)の改組に伴い、当機構においても引き続きその対象とすること及び適用要件の緩和を要望し認められた。 2. 登録免許税の非課税措置 ・ 平成20年度:本措置を初めて要望し認められた。 ・ 平成25年度:旧機構の改組に伴い、当機構においても引き続き非課税措置を認めること及び適用範囲の拡充を要望し認められた。
6	適用又は延長期間	当機構の業務完了により解散するまでの期間 (平成26年度～(最長)34年度)
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 平成25年1月11日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を受けて、事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域経済活性化事業に対する支援により、健全な

		<p>企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図るため、同年3月に旧機構の抜本的改組及び機能の拡充を行った。</p> <p>平成25年度税制改正要望において、旧機構が受けていた企業再生税制の特例及び登録免許税の非課税措置を引き続き当機構にも適用することが認められたが、今回更に法改正による業務の拡充に併せて税制上の措置を拡充することにより、金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を更に一步進めた形で円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する。</p> <p>《政策目的の根拠》 【緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定)】 「地域の再生現場の強化や地域活性化に資する支援を推進するため、企業再生支援機構の「地域経済活性化支援機構」(仮称)への改組・機能拡充を行う。</p> <p>このため、旧機構の名称変更、新規業務追加等を行う「株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律」(以下、「改正法」という。)を第183回通常国会に提出。平成25年2月に成立、同年3月に施行され、当機構が業務を開始した。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】 5. 経済財政政策の推進 【施策】 ⑤「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域活性化事業等の推進</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 地域経済活性化支援機構による再生支援(決定)件数</p> <p>・支援決定件数:(平成25年7月末現在) 旧機構:28件(3年)、当機構:7件(4ヶ月)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する。</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>1. 企業再生税制について 上記「要望の内容1.」の機構が債権買取を前提とせずに債権者間調整のみを行う場合に該当する見込み件数は<u>58</u>件。</p> <p>【算出方法】 ① 全体の支援件数実績(平成25年7月末現在) 旧機構:28件(3年)、当機構:7件(4ヶ月) ② スポンサー案件等債権買取後、短期の処分が見込まれ債権者調整のみのニーズがあったと想定される件数</p>

		<p>旧機構:2件(7.1%)、当機構:4件(57.1%) ※当機構への改組後、旧機構と比して債権者間調整のみを行うニーズが高まっている</p> <p>③ 今後、当機構で見込まれる支援件数 4ヶ月の実績7件より、年間では21件が見込まれるため、今後の総件数は、$21 \times 4.8 = 100.8$件 ※当機構への改組後、公表の原則非義務化、支援期間の延長に伴い、旧機構と比して多くの案件の持込みが見込まれる。 【参考】当機構が公表している現在調整中の案件について(H25.8.6 公表) ・ DD等事業者や金融機関と具体的な協議を行っている案件 : 24件 ・ 当機構と相談中で、金融機関等において調整中の案件 : 86件 計 : 110件</p> <p>④ $③ \times 57.1\% (\text{※}②\text{より}) = 58$件 (注)ただし、企業再生税制の適用が必要となる直接放棄案件だけではない。</p> <p>2. 登録免許税の減免または軽減について 上記「要望の内容2.」の①及び②に該当するスキームの見込み件数は<u>25件以上</u></p> <p>【算出方法】 ① 旧機構において本スキームに該当した件数 : 7件(25.0%) ※今回の税制改正要望が認められた場合、本スキームの活用が大幅に増加することが見込まれる ② 今後、当機構で見込まれる支援決定件数 : 100.8件(※上記1. ③より) ③ $② \times 25.0\% (\text{※}①\text{より}) = 25$件</p>
②	減収額	再生支援対象事業者の規模や財務状況により、債務免除益や資産評価損益、期限切れ欠損金の金額は大きく異なるほか、担保に供している不動産等の数も異なることから、減収見込み額を算出することは困難。
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 平成25年7月末までに、旧機構で28件、当機構で7件の再生支援決定を行い、17件の支援を完了しており、地域経済の活性化等に一定の役割を果たしている。しかしながら、地域経済が疲弊している現状や中小企業金融円滑化法終了にかかる対応の必要性に鑑みると、改正法により事業再生に関する制度改正や地域活性化に関する機能を拡充している等、当機構がより一層、事業再生や地域活性化の役割を果たしていくことが期待される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援を円滑にする税制上の措置を講ずることにより、当機構による再生計画策定支援件数が増加し、ひいては健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化につながると考えられる。</p>

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する円滑な支援が実施されず、ひいては健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化が進まない恐れがある。</p>
			<p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>税制上の所要の措置を講じることにより、金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を更に一歩進めた形で円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>税制上の所要の措置を講じることにより、金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を更に一歩進めた形で円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>平成24年度補正予算において、改正法に基づく地域経済活性化事業等のための預金保険機構への出資金30億円を措置しているが、あくまで当機構が地域活性化ファンド及び事業再生ファンドの運営に地域金融機関とともに参加する際に必要となる出資に係る措置である。</p> <p>一方、当該要望は、支援機関を通じて当機構の財産基盤を維持しつつ、当機構が直接行う再生支援に関する要望のため、予め予算措置によって代替することは不可能である。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>税制上の所要の措置を講じることにより、企業再生業務を更に一歩進めた形で円滑に行うことが可能となり、地域経済の活性化に資することから、地方公共団体にとって必要な措置である。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		今回が初めて